

若者定住支援事業補助金請求の方法について

若者定住支援事業補助金は請求書を提出してから約2週間後に交付されます。

また、請求書が期限までに提出されない場合は、交付されないこともありますのでご注意ください。

請求期間及び提出書類等は、次のとおりです。

1 請求期間

補助金（実績報告）は、3ヶ月分ごとに次表のとおり請求してください。

期 別	対象家賃	請求（実績報告）期間
第1期	3月分～ 5月分	6月1日～15日
第2期	6月分～ 8月分	9月1日～15日
第3期	9月分～11月分	12月1日～15日
第4期	12月分～ 2月分	3月1日～15日

例：3、4、5月分を6月1日から15日までに請求する。

注意：事務処理上、請求期間内に請求をしなければ補助できませんので忘れないでください。請求（提出）が遅れる場合は、必ず連絡してください。

2 提出書類

① 若者定住支援事業補助金請求書兼実績報告書

② 家賃の領収書または家賃支払確認書

※ 家賃支払確認書には家賃受領者の証明が必要です。

①、②の書類及び口座振替依頼書（初回請求時にご持参ください。）を同封させていただきます。上記の請求期間に請求する際にご使用ください。

3 提出先

039-2392 六戸町大字犬落瀬字前谷地60

六戸町役場 まちづくり推進課 Tel55-2411 担当：

要 注 意 ： 補助対象世帯の資格と補助金返還

○六戸町若者定住支援事業補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定により、六戸町に2年以上継続して定住することが資格要件となっております。**定住期間が2年未満の場合は補助金全額返還となる場合があります。**2年未満になりそうな場合、必ず事前相談して下さるようお願いいたします。（当課に相談せずに転出・転居は行わないでください）

○補助金交付申請書に添付した「町内会加入証明書」にて各町内会長から町内会加入証明をもらったにも関わらず、町内会へ未加入と思われる方が一部見受けられると連絡がありましたので、**随時実態調査**を行います。

「2年間の定住確約」と「町内会加入」が補助条件となっておりますので、**虚偽の町内会加入の場合、補助金全額返還対象となる場合があります。**

「町内会に加入している」の判断は各町内会長並びに各町内会規約を基に判断されますので、「町内会加入証明書」を提出しただけでは、「町内会に加入している」とは言えませんので留意願います。